

第3期中期計画の策定スケジュールについて

1 計画の意義

設立団体から指示された中期目標を達成するための具体的計画を法人自身が中期計画として定め、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施するもの

2 計画期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日（6年間）

3 スケジュール

時期	第3期中期目標 (青森市)	第3期中期計画 (青森公立大学)
8月	中期目標 審議 (第3回市議会定例会)	
9月	中期目標 決定・公表	
10月		中期計画 作成
11月		
12月		理事会 承認
令和3年 1月	中期計画 審議 (青森市・地方独立行政法人評価委員会)	
2月	中期計画 認可	中期計画 決定・公表